

横浜市親と子のつどいの広場運営団体募集に係る質疑及び回答

令和5年6月30日

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

1 募集対象地域について

Q 1 募集対象地域について、エリア番号3の「①今井町、初音ヶ丘、法泉 ②国道1号線バス通り沿い」は必須条件か。

A 1 「①物件の住所が横浜市保土ヶ谷区今井町または初音ヶ丘または法泉であること」は必須とし、「②物件の場所が国道1号線バス通り沿いであること」については、地域によってはバス通り沿いから遠方となる場合があるため、必須とは致しません。

Q 2 「募集対象地域一覧」中の指定されている地域があるが、道路を挟んで異なる町名の場合は申請できるか。

A 2 親と子のつどいの広場の整備を進めるうえでは、既存の地域子育て支援の場との配置バランス等を考慮する必要があります。募集対象地域一覧に記載しているエリアは、各区の実情を踏まえ、必要なエリアを抽出しています。そのため、募集エリアから外れている地域については、今回の応募では申請していただくことはできません。

Q 3 同事業者が他地域で同時応募することは可能か。

A 3 人員体制や安全確保など広場運営において欠かせない様々な観点から、複数同時に運営可能かどうかを、選定委員会において確認させていただきます。

2 実施場所・物件について

Q 4 募集要項2(4)実施場所において、「イ 広場の面積が概ね40㎡以上であること」とあるが、どの部分にあたるのか知りたい。

A 4 つどいの広場として使用するスペース全てとなり、事務スペースや手洗い場、トイレも含めてかまいません。ただし、概ね40㎡以上あることという条件は、10組程度の乳幼児とその保護者が一度に集える広さとして設定していますので、広場事業を実施する上で支障のない物件を選んでいただきたいと思います。

3 事業運営について

Q 5 スタッフの配置基準について、利用者数にかかわらず必ず常時2名以上の広場スタッフを配置するとあるが、3名配置しなければいけない状況はあるか。

A 5 既存広場の例を挙げると、広場内でイベントを行う際に、通常の広場スタッフ2名のみで進行等を実施することが難しい場合、スタッフを増員して対応しているようです。

Q 6 広場と同じ場所で他の事業（学齢期の児童の放課後の居場所、多世代交流の場、親子向けの講座・教室、自主事業の一時預かりなど）を行うことはできるか。

A 6 広場と同じ場所で、自主事業として他の事業を行うこともできます。

ただし、その場合は、親と子のつどいの広場事業補助金を他の事業に充てることはできないことから、自主事業は、親と子のつどいの広場事業とは明確に区分して実施していただく必要があります。具体的には、

- ・広場開設日・時間外に実施する
- ・広場開設日・時間内に実施する場合は、部屋や従事スタッフ等を明確に分ける
- ・会計を明確に区分して管理する（家賃、光熱水費、人件費等、一切の収支を明確に分ける）
- ・自主事業について、チラシやホームページなどで横浜市補助事業と混同・誤認するような広報を行わない（「横浜市補助事業」「親と子のつどいの広場」などの表記は行わないなどの点に注意して実施していただくようお願いします。）

また、同じ事業に対して、本市から二重に補助することはできないため、横浜市の補助金・助成金等については、親と子のつどいの広場事業に充てることはできません。

Q 7 広場実施場所を広場開設時間内外問わず、他団体へスペース貸出しする場合、何か制約はあるか。

A 7 広場実施場所の一部を貸し出しする場合、市民の方々から見て広場事業の信頼性を失うような事業や、広場事業に支障を及ぼす事業に貸し出すことは認められません。

なお、広場実施場所で他の事業へ貸し出す場合には、以下の点に注意してください。

- ・広場利用者が過ごすスペースをきちんと確保すること
- ・広場利用者に危険がないように気を付けること（例えばはさみや針を使う作業など）
- ・会計を明確に区分して管理する（広場使用料及び光熱水費などかかるであろう内容を想定し、使用料を徴収する。また、その際には領収証を発行すること。）
- ・広場開設時間内の場合、つどいの広場事業と混同・誤認するような講座やイベントを行うものへの貸し出しはしないこと
- ・下記A 8 で述べている講座やイベントを行わないこと

Q 8 広場内で行ってはいけない講座やイベントはあるか。

A 8 ①営業許可・届出が必要となる施術行為

(広場開催時間内・外にかかわらず、親と子のつどいの広場実施施設で実施できない)

- ・理容師法、美容師法に抵触する行為
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(あはき法)
- ・柔道整復師法に抵触する事業

②医療類似行為

(健康被害等のおそれがあるため、広場開催時間内では自粛を要請することとしています。しかし、広場開催時間外や実施施設外での実施は、団体の自主事業であるため実施を妨げるものではありませんが、市民の方から補助事業と混同されないよう、十分な配慮をしてください。)

- ・マッサージや整体など、利用者の人体に直接触れる行為
- ・マニキュアを塗る、髪の毛をカットするなど、利用者の人体に直接触れる行為

※セルフマッサージ、骨盤体操やヨガなど、講師が利用者の人体に直接触れない行為であれば実施可能です。

4 補助金について

Q 9 開設準備補助金は開所前の11月中に使い切らなければならないのか。

A 9 開設年度の3月31日までに発注・納品・支払いまで完了してください。開設準備に係る領収書は保管し、補助金実績報告の際に提出してもらいます。物件の契約に係る経費(礼金や仲介手数料、火災保険料など)については、補助対象期間前でも開設に必要な経費として認められます。家賃については11月分からの支払いとなります。敷金など将来的に運営団体へ返還される可能性があるものについては補助対象外となります。

5 その他

Q10 プレゼンテーションは、何分を予定しているか。

A10 申請書をご提出いただいた後に、申請者のみにお伝えしています。例年ですと、5分から7分間で実施しています。